

「まちづくり協議会（仮称）」の組織化の手引き



目 次

- 1 まちづくり協議会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 「まちづくり協議会（仮称）」設立までの流れ・・・・・・・・ P 3
- 3 「まちづくり協議会（仮称）」の組織づくり・・・・・・・・ P 6
- 4 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

参考資料

平成 2 0 年 4 月

鳥 取 市

1 まちづくり協議会とは

(1)「まちづくり協議会(仮称)」とは

地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織です。

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織です。

なお、「まちづくり協議会(仮称)」は、強制的に組織化することを提案しているものではありません。

<地域の身近な課題の例>

安心で安全なまちづくり、高齢者が住みよいまちづくり、子どもの居場所づくり、環境にやさしいまちづくり、教育・文化のまちづくり

(2)「まちづくり協議会(仮称)」の必要性

市民と行政が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できる地域社会を築くことが求められています。

まちづくりに対する市民の要望が多様化・高度化する中、全てを行政が担うのではなく、市民と行政による「協働」によって、地域住民の意見をまとめながら、地域課題を効果的に解決することが期待されています。

また、地域の身近な課題を解決するためには、各種団体などが単独に活動していくよりも、地域全体で意見を出し合い、連携・協力して活動することによって、より地域住民の要望に的確に応えることができると考えています。

(3)「まちづくり協議会(仮称)」の設置区域

「まちづくり協議会(仮称)」の設置区域は、地区公民館の設置区域とします。

「まちづくり協議会(仮称)」の設置区域は、概ね小学校区または旧小学校区で設置されている地区公民館の設置区域とします。(参照：参考資料1)

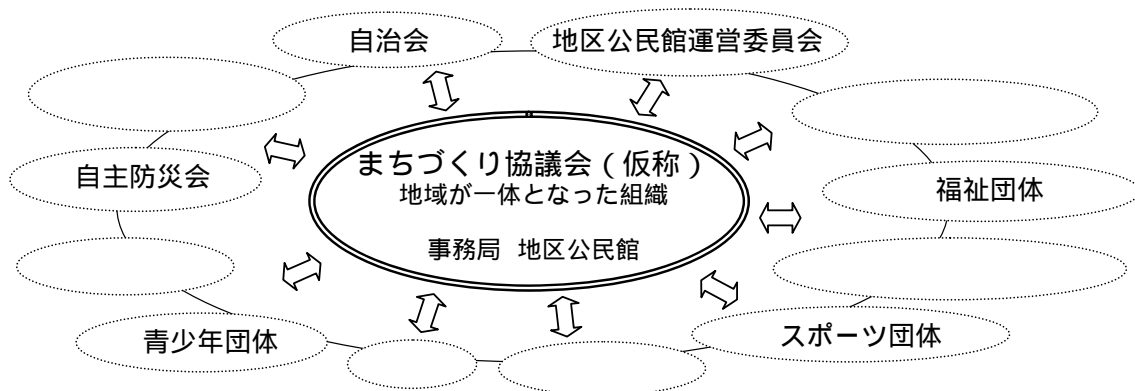
(4)「まちづくり協議会(仮称)」の構成

地域の多くの各種団体などが参加し、地域が一体となるよう構成することが望まれます。

地域住民の意見を反映できるよう各種団体、地域住民などで構成します。具体的には、自治会(町内会)、地区公民館運営委員会、福祉団体、自主防災会などの団体や地域住民によって構成し、誰もが参加できる組織とします。

なお、既存のまちづくり団体などを中心に組織することも考えられます。

【まちづくり協議会（仮称）の構成イメージ】



（５）「まちづくり協議会（仮称）」の主な取組

地域づくりの目標を定め、目標を実現するための取組を行います。

地域の身近な課題解決のために、地域づくりの目標を定め、課題解決に向けた取組を次のような段階で行うこととしています。

地域の現状や課題の話し合い

将来の地域づくりや課題解決に向けた取り組みの検討

地域の身近な課題の解決に向けた事業の実施

事業の評価と次年度の取り組みへの反映

（６）事業の実施方法

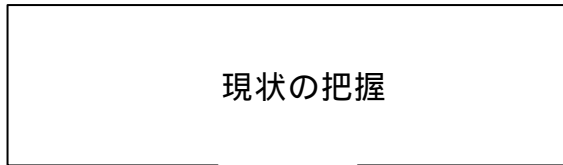
事業は、「まちづくり協議会（仮称）」を組織する各種団体が連携・協力し、地域住民の参加を得て実施します。

事業は、「まちづくり協議会（仮称）」を構成する各種団体が連携・協力し、自治会（町内会）や地域住民の参加を得て実施します。また、事業実施にあたっては、各種団体間で適切に役割を分担して取り組むことが大切です。

2 「まちづくり協議会（仮称）」設立までの流れ

(1) 「まちづくり協議会（仮称）」の設立までの流れ

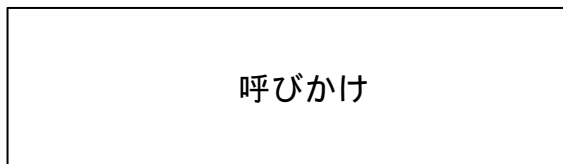
設立までの流れはあくまでも一例です。



現状の把握

現状の把握

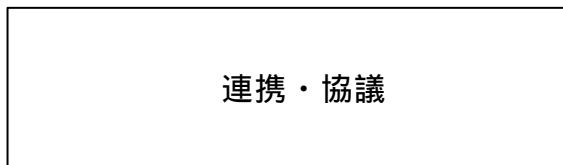
- ・地域住民や各種団体の把握を行います。



呼びかけ

呼びかけ

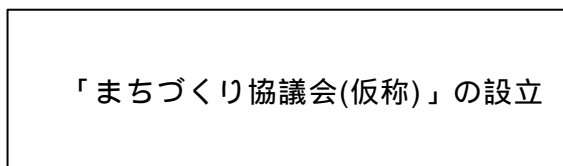
- ・地域住民や各種団体に参加を呼びかけます。
- ・設立準備会を開催します。



連携・協議

連携・協議

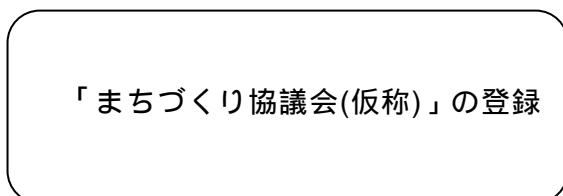
- ・各種団体と組織化に向けて連携・協議します。
- ・話し合いを通じて、「まちづくり協議会（仮称）」の組織構成や事業内容などを検討します。



「まちづくり協議会(仮称)」の設立

「まちづくり協議会（仮称）」の設立

- ・「まちづくり協議会（仮称）」の設立について、地域住民に周知します。
- ・設立総会を開催します。



「まちづくり協議会(仮称)」の登録

「まちづくり協議会（仮称）」の登録

- ・「まちづくり協議会（仮称）」の設立を登録します。

現状の把握

「まちづくり協議会（仮称）」の設立に向けて、地域にある各種団体や地域住民を把握します。

主な各種団体

地区自治会、自治会（町内会）、自主防災連絡協議会、自主防犯活動団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、体育会、青少年育成団体、同和教育推進協議会、子ども会、など

地域づくりに向けては、地域に強い活動基盤をもつ自治会（町内会）をはじめ、より専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、地域づくりに意欲のある地域住民に参画してもらうことが望ましいと考えられます。

参加の呼びかけ

「まちづくり協議会（仮称）」の組織化に取り組む「設立準備会」の設置に向けて、「現状の把握」を踏まえ、地域の各種団体や地域住民に参加を呼びかけます。（参照：参考資料2）

連携・協議

「設立準備会」において、各種団体が連携し、協議する内容は主に次の項目が考えられます。

- （ア）「まちづくり協議会（仮称）」の組織構成や事業内容の検討
- （イ）「まちづくり協議会（仮称）」の規約の検討
- （ウ）「まちづくり協議会（仮称）」設立までのスケジュールの検討
- （エ）「まちづくり協議会（仮称）」の設立に向けた、地域住民への周知方法の検討
- （オ）『設立準備会』の予算に関すること

また、地域住民への周知に向けた取り組みとしては、次のような取り組みが考えられます。

取組の例

- ・「まちづくり協議会（仮称）」設立を広報するチラシ、ポスターの作成
- ・「まちづくり協議会（仮称）」設立に向けた研修会の実施

「まちづくり協議会（仮称）」の設立

「まちづくり協議会（仮称）」の設立は、設立総会を開催し、承認を得ます。設立総会の開催は、「設立準備会」の会員をはじめ、チラシなどで地域住民に周知して開催します。

「まちづくり協議会（仮称）」設立の報告

「まちづくり協議会（仮称）」が組織化された地域は、「まちづくり協議会（仮称）」の設立を市に報告します。報告の主な内容は、次の項目です。

名 称
地区公民館名
代 表 者 名
設 立 年 月 日
規 約
役 員 名 簿
設立総会資料、設立総会会議録の写し
その他資料

また、市は、「まちづくり協議会（仮称）」が設置された地域には、翌年度から地区公民館に標準的な職員体制（館長1名、主任1名、主事1名）に加え、嘱託職員を1名増員配置します。

（２）市の支援

コミュニティ支援チームの設置

市は、平成20年度を協働のまちづくり元年と位置づけ、庁内組織「協働のまちづくり元年推進本部」のもとに市職員で編成するコミュニティ支援チームを地区公民館の設置区域を単位とする地域に配置し、「まちづくり協議会（仮称）」の組織化や「地域コミュニティ計画」の作成、事業の実施などへの側面的支援を行ないます。

<コミュニティ支援チームの業務内容>（参照：参考資料3）

- ・「まちづくり協議会（仮称）」の組織化と設立に向けての支援
- ・「地域コミュニティ計画」の作成支援
- ・市民と行政の協働によるまちづくりを実現するための行政情報の提供
- ・その他地域の協働によるまちづくりに関する支援

「まちづくり協議会（仮称）」の設立助成

市は、「まちづくり協議会（仮称）」の設立にあたって、設立準備会の会議運営や勉強会などの各種事業に対して、平成20年4月から助成を行います。

<地域コミュニティ育成支援事業補助金の創設>（参照：参考資料3）

事 業 名：まちづくり協議会設立助成事業

補助対象事業内容：「まちづくり協議会（仮称）」の組織化のために行う勉強会などの設立準備につながる事業

補 助 事 業 者：設立準備会

補 助 対 象 経 費：報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費

補 助 率：10 / 10

限 度 額：5万円

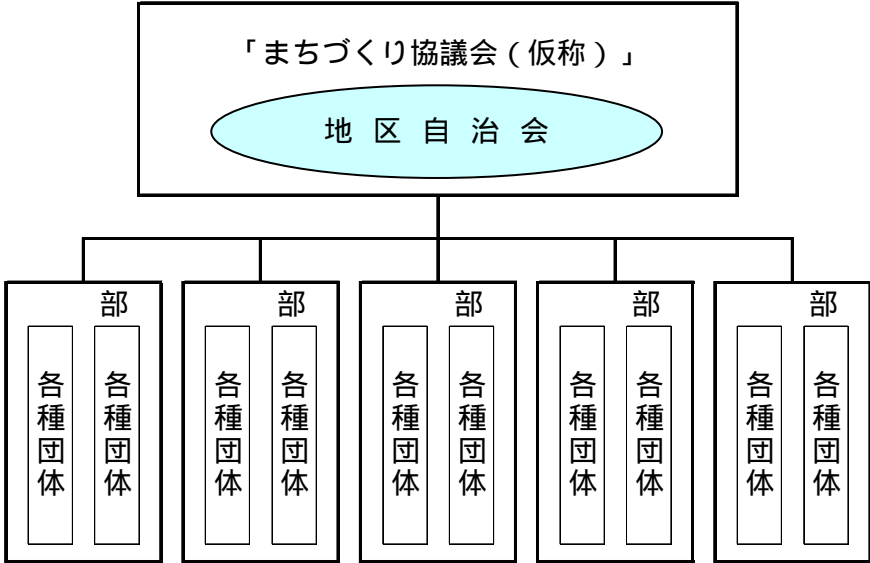
3 「まちづくり協議会（仮称）」の組織づくり

「まちづくり協議会（仮称）」の組織は、地域が一体となって地域の身近な課題解決に向けて取り組めるよう、地域の実状に応じて組織することによって、円滑な運営ができます。

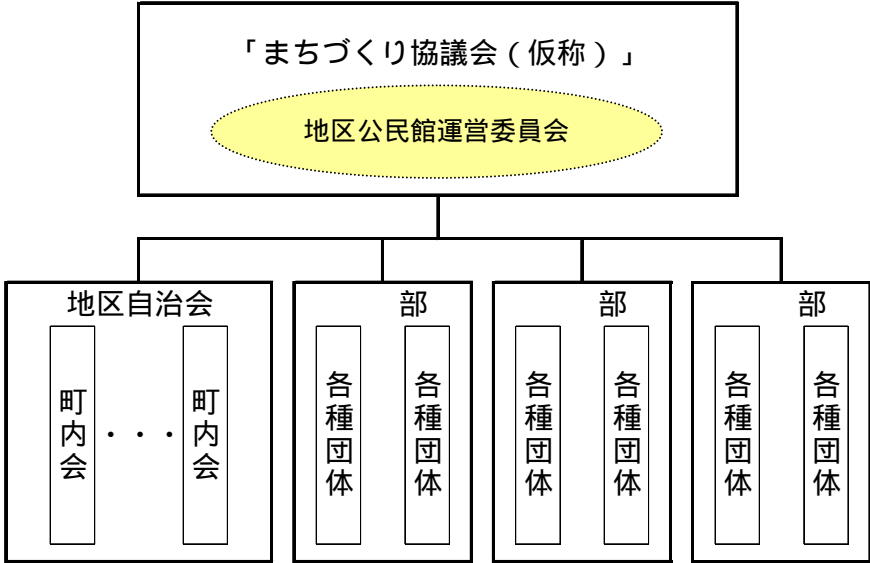
例を参考に、各地域の自主的、独自な取組などを踏まえ、「まちづくり協議会（仮称）」の構成などを検討してください。

（例）

< 地区自治会が中心となった場合 >



< 地区公民館運営委員会が中心となった場合 >



自分たちの地域の「まちづくり協議会（仮称）」の組織（案）

P 6 の例は、あくまでも参考です。各地域の自主的、独自の取り組みなどを踏まえ、各地域に合った「まちづくり協議会（仮称）」の構成などを検討してください。

地域の「まちづくり協議会（仮称）」の組織

（ 1 ）組織の構成

必要な機関の検討

「まちづくり協議会（仮称）」をより円滑に運営するため、地域の実状に応じて役員会や理事会を設けるなど、必要な機関を置くことを検討します。

専門の部会の検討

地域の課題解決に向けた事業を実施するにあたっては、活動の分野や目的に応じて専門の部会を設置することも考えられます。部会の構成は、活動が充実するよう、同じような活動の目的をもった団体で構成することで、効率的な運営が期待されます。

専門部会名	主な活動内容
総務・広報部会	広報紙の発行など
防災・防犯部会	地域内一斉防災訓練、危険箇所点検、防災マップ作成など
健康・福祉部会	お茶のみサロン、子育てサロンなど
生涯学習部会	子どもキャンプ、伝統文化の継承など
環境美化部会	リサイクル運動、花いっぱい運動など

事務局

事務局は、地区公民館に置くことを基本とし、会議の開催通知や会議記録の作成など庶務的な事務を担います。

(2) 組織の名称

組織の名称は、「 地区まちづくり協議会」を例としますが、地域で検討いただき、地域にふさわしい名称を付けることができます。

(3) 「まちづくり協議会（仮称）」の運営活動経費

「まちづくり協議会（仮称）」の運営や活動に必要な経費は、地域の実状や実態によって異なりますので、地域で同意を得ながら必要に応じて集めていただくことや、コミュニティ支援チームと連携して、市や県などの補助事業を積極的に活用することも考えられます。

なお、市は、「まちづくり協議会（仮称）」が「地域コミュニティ計画」を作成する事業に対して、平成20年4月から助成を行います。

<地域コミュニティ育成支援事業補助金の創設>（参照：参考資料3）

事業名：地域コミュニティ計画作成支援事業

補助対象事業内容：「地域コミュニティ計画」を作成するための地域の現状や課題の調査、地域住民への情報提供などの事業

補助事業者：「まちづくり協議会（仮称）」

補助対象経費：報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費

補助率：10 / 10

限度額：10万円

(4) 「まちづくり協議会（仮称）」の規約

「まちづくり協議会（仮称）」の規約は、活動の基本となる取り決めです。地域コミュニティの充実・強化が図られるよう、地域の実状に応じた規約を作ることによって、円滑な運営ができます。

次のページには、参考として地域でまちづくりに取り組んでいる山口地域（愛知県瀬戸市）の規約を示しますので、各地域の実状を踏まえた規約（案）を検討してください。

山口地域まちづくり協議会規約

（名称）

第1条 この会の名称は、山口地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 山口地域において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに山口地域まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1)山口地域の居住者で、各町内の推薦を受け別表1に掲げる者
- (2)山口地域の居住者で、会長の推薦を受け別表1に掲げる者
- (3)山口地域に存する各種団体のうち、別表2に掲げる団体の長又は代表者
- (4)協議会が支援する別表3に掲げる団体の役員

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)事務長 | 1名 |
| (4)事務次長 | 若干名 |
| (5)書記 | 2名 |
| (6)会計 | 2名 |
| (7)会計監査 | 2名 |

（役員職務）

第5条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務長は、協議会の事務を総括する。

4 事務次長は事務長を補佐し、事務長に事故があるとき、又は事務長が欠けたときは、事務長の職務を代理する。

5 書記は、協議会の会議録等を作成する。

6 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。

7 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(役員の選出)

第 6 条 会長、副会長、会計監査は、全体会において委員の互選によりこれらを定める。

2 事務長、事務次長、書記、会計は、委員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 8 条 協議会に次の会議を置く。

- (1)全体会
- (2)常任委員会
- (3)役員会

(全体会)

第 9 条 全体会は、委員をもって構成する。

- 2 全体会は、会長が招集する。
- 3 全体会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 全体会は、次の事項を協議する。
 - (1)規約の変更に関する事。
 - (2)会長、副会長及び会計監査の選出に関する事。
 - (3)事業計画に関する事。
 - (4)予算及び決算に関する事。
 - (5)その他協議会が第 2 条の目的を達成するための基本事項に関する事。
- 5 全体会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(常任委員会)

第 10 条 常任委員会は、役員、自治会会長、自治会副会長、専門部会長、専門副部会長をもって構成し、協議会の事業について協議する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、常任委員会の開催について準用する。

(役員会)

第 11 条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営について協議する。

(委員の職務)

第 12 条 委員は、協議結果について、山口地域住民に理解を求めよう努めるものとする。

2 第 3 条第 3 号及び第 4 号に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(専門部会)

第 1 3 条 会長は、全体会に諮って、専門的事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会で調査研究した結果を全体会に報告するものとする。

(会計)

第 1 4 条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第 1 5 条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が全体会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第 2 条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第 1 6 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、全体会に諮って会長が定める。

別表 1 (第 3 条関係) 別紙

(略)

別表 2 (第 3 条関係)

ひまわり婦人会、山口北部老人クラブ、山口南部老人クラブ、山口西部老人クラブ、山口公民館、山口自治会、幡山東小学校、山口農事生産組合、瀬戸市社会福祉協議会山口地区社協、少年センター少年補導委員幡山支部

別表 3 (第 3 条関係)

花シティ山口 やまぐち里山クラブ 山口ほたるの会

4 Q & A

Q 1 : 地区自治会と「まちづくり協議会（仮称）」とは、どう違うのですか。

A 1 : 地区自治会は、地域に強い活動基盤をもつ自治会（町内会）が連携した住民自治団体ですが、「まちづくり協議会（仮称）」は、自治会（町内会）だけでなく、地域の各種団体のみなさんで構成され、地域が一体となって組織する団体です。

自治会（町内会）や各種団体単独では課題解決が難しい場合など、地域が一体となって課題解決に向けて検討し、取り組むことによって、地域コミュニティの充実・強化が図られることが期待されます。

Q 2 : 自治会（町内会）や各種団体の活動は、今後どう変わりますか。

Q 2 : 自治会（町内会）や各種団体単独での活動は、引き続き行っていただきますが、「まちづくり協議会（仮称）」を組織し、各種団体が連携することによって、次のような効果が期待できます。

- ・地域住民の意見や課題を把握して活動することができる。
- ・地域の新たな課題に対して、連携して検討・実施することができる。
- ・地域に一体感が生まれ、地域の事業運営などが円滑になる。
- ・担い手不足などによって各種団体単独では難しくなった活動を、連携して実施することによって、効率的に事業を実施することができる。

Q 3 : 地区公民館運営委員会と「まちづくり協議会（仮称）」は、何が違いますか。

A 3 : 地区公民館運営委員会は、地区公民館の事業などを円滑に運営することを目的として組織され、地区公民館長が委員を委嘱しています。

一方、「まちづくり協議会（仮称）」は、地域の全般にわたる身近な課題解決に向けて取り組むことを目的として組織され、地区公民館は、事務局を担います。

Q 4 : 自分の地区には、「まちづくり協議会（仮称）」と似たような組織があるが、その組織が「まちづくり協議会（仮称）」となってもよいですか。

A 4 : 地域にある既存の組織が、「まちづくり協議会（仮称）」の組織化の手引きにあるような構成団体や同じ目的をもって活動しているようであれば、その組織が「まちづくり協議会（仮称）」となることができます。

その既存組織に、市が提案している「まちづくり協議会（仮称）」としての機能が不足している場合は、その部分を補っていただくような役割を持つ組織を設立していただきたいと思っています。

Q 5 : 「まちづくり協議会（仮称）」が要望を提出した場合、地区要望とはどう違いますか。

A 5 : 地区要望は、町内会または地域（地区）の要望を、自治連合会を通じて、年1回市へ提出するものです。「まちづくり協議会（仮称）」が、地域の課題等を要望として市に提出することもできますが、「まちづくり協議会（仮称）」の要望と地区要望が重複しないよう、地域で整理し、提出してもらうよう調整が必要となります。

参考資料 1 地区公民館の設置区域と「まちづくり協議会（仮称）」の事務局

【旧市域】		【新市域】	
地区公民館名	設置区域	地区公民館名	設置区域
久松地区公民館	久松小学校区	宮下地区公民館	宮ノ下小学校区(あおば地区を除く。)
醇風地区公民館	醇風小学校区	谷地区公民館	旧谷小学校区
遷喬地区公民館	遷喬小学校区	成器地区公民館	旧成器小学校区
修立地区公民館	修立小学校区	大茅地区公民館	旧大茅小学校区
日進地区公民館	日進小学校区	あおば地区公民館	宮ノ下小学校区(あおば地区に限る。)
富桑地区公民館	富桑小学校区	福部地区公民館	福部小学校区
明德地区公民館	明德小学校区	河原地区公民館	旧河原小学校区(釜口を除く。)
美保地区公民館	美保小学校区	国英地区公民館	旧国英小学校区(釜口を含む。)
美保南地区公民館	美保南小学校区	八上地区公民館	旧八上小学校区
稲葉山地区公民館	稲葉山小学校区	散岐地区公民館	散岐小学校区
岩倉地区公民館	岩倉小学校区	西郷地区公民館	西郷小学校区
面影地区公民館	面影小学校区	用瀬地区公民館	旧用瀬小学校区
津ノ井地区公民館	津ノ井小学校区	大村地区公民館	旧興徳小学校区
米里地区公民館	米里小学校区	社地区公民館	旧社小学校区
倉田地区公民館	倉田小学校区	佐治地区公民館	佐治小学校区
若葉台地区公民館	若葉台小学校区	瑞穂地区公民館	瑞穂小学校区
神戸地区公民館	神戸小学校区	宝木地区公民館	宝木小学校区(旧酒津村を除く。)
大和地区公民館	旧大和小学校区	逢坂地区公民館	逢坂小学校区
美穂地区公民館	旧美穂小学校区	浜村地区公民館	浜村小学校区
東郷地区公民館	東郷小学校区	酒津地区公民館	宝木小学校区(旧宝木村を除く。)
大正地区公民館	大正小学校区(徳尾を含む。)	鹿野地区公民館	旧鹿野小学校区
豊実地区公民館	旧豊実小学校区	勝谷地区公民館	旧勝谷小学校区
明治地区公民館	明治小学校区(上原・尾崎・上段を含む。)	小鷲河地区公民館	旧小鷲河小学校区
松保地区公民館	旧松保小学校区(三山口を除く。)	日置地区公民館	旧日置小学校区
湖南地区公民館	湖南小学校区	日置谷地区公民館	旧日置谷小学校区
末恒地区公民館	末恒小学校区	勝部地区公民館	旧勝部小学校区
湖山地区公民館	湖山小学校区	中郷地区公民館	旧中郷小学校区
湖山西地区公民館	湖山西小学校区	青谷地区公民館	旧青谷小学校区
賀露地区公民館	賀露小学校区(南隈・晩稲を除く。)		
城北地区公民館	城北小学校区(旧千代水小学校区を除く。)		
千代水地区公民館	旧千代水小学校区		
浜坂地区公民館	浜坂小学校区		
中ノ郷地区公民館	中ノ郷小学校区		

参考資料 2 設立準備会規約（案）

地区「まちづくり協議会（仮称）」設立準備会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、地区「まちづくり協議会（仮称）」設立準備会という。

（目的）

第2条 本会は、地区を豊かで住みやすい地域にするため、地区「まちづくり協議会（仮称）」を設立することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）「まちづくり協議会（仮称）」の組織構成の検討
- （2）「まちづくり協議会（仮称）」の規約の検討
- （3）「まちづくり協議会（仮称）」設立までのスケジュールの検討
- （4）「まちづくり協議会（仮称）」の設立について地域住民への周知に関すること
- （5）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、別記の各団体から推薦された者とする。

（事務所）

第5条 本会の事務局は、地区公民館に置く。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）会計 1名
- （4）監事 2名

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- （3）会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。
- （4）監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(任期)

第8条 役員の任期は、「まちづくり協議会(仮称)」が設立されるまでとする。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、助成金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

別記

団体名	定数
地区会長	1名
各町内会の代表者	各1名
各種団体	各1名

参考資料 3 「まちづくり協議会(仮称)」の組織化及び取組と市の支援措置

目的	「まちづくり協議会(仮称)」設立に向けた活動		「まちづく協議会(仮称)」の活動		
	「設立準備会」の設立	「まちづくり協議会(仮称)」の設立	「地域コミュニティ計画」の作成	「地域コミュニティ計画」に基づく事業の実施	
主な取り組み	顔合わせ・事前協議	「設立準備会」による検討・協議	「まちづくり協議会(仮称)」による検討・協議	「まちづくり協議会(仮称)」による活動	
市の支援	人的支援	「コミュニティ支援チーム」による支援 (平成20年4月から)			
	財政的支援	事業名：	まちづくり協議会設立助成事業	事業名：	地域コミュニティ計画作成支援事業
		補助対象事業内容：	「まちづくり協議会(仮称)」の組織化のために行う勉強会などの設立準備につながる事業	補助対象事業内容：	「地域コミュニティ計画」を作成するための地域の現状や課題の調査、地域住民への情報提供などの事業
		補助事業者：	「まちづくり協議会(仮称)」の設置を計画している設立準備会	補助事業者：	「まちづくり協議会(仮称)」
		補助対象経費：	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 その他、市長が特に必要と認める経費	補助対象経費：	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 その他、市長が特に必要と認める経費
		補助率：10/10			
		限度額：5万円		限度額：10万円	
施行：平成20年4月					

財政的支援の詳細は、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業補助金交付要綱などで確認をお願いします。